

4. 利用資格について

放課後児童クラブを利用できるのは、原則して町内の小学校に通学する児童のうち、放課後や長期休業中等に、保護者や同居のご家族が就労等により児童を監護することができない場合に限りです。

原則として、児童と同居する成人の監護者全員（祖父母、内縁関係等を含む）が、次表のいずれかの条件に該当するため家庭で児童の監護を行えない場合に利用できます。

なお、児童と同居であっても、おじ・おば等の親戚、児童の兄弟姉妹等は除きます。

理由	利用が認められる場合	利用可能期間
就労	監護者が、月４８時間以上、就労している場合	就労、就学している期間
就学	監護者が、月４８時間以上、就学している場合	
監護者の疾病	監護者が、疾病、負傷等のため１ヶ月以上の加療を要する場合	左記の理由により、利用を必要とする期間
監護者の障がい・要介護	監護者が、心身に障がい等を有するか、介護を必要とする場合	
親族等の介護・看護	監護者が、親族等の介護または看護をしている場合	
出産	監護者が、８週間以内に出産を予定している場合 または、出産してから８週間以内の場合 ※多胎妊娠の場合、産前１４週間以内可	産前８週間から、産後８週間後の月末まで
求職	監護者が、求職活動のため家庭にいない場合	利用を必要とする期間 ※最長で通算３ヶ月まで、 年度内１回限り
その他	上記以外の理由で、児童の監護を行うのが難しい場合は、教育委員会にご相談ください。	協議の上決定